

【公害紛争処理制度について】

公害問題が生じた場合に、司法的解決とは別に「公害紛争処理法」に基づき公害紛争処理制度が設けられています。公害紛争を処理する機関としては、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会等が置かれています。公害問題で困っている場合に、公正・中立な第三者機関である公害等調整委員会や都道府県の公害審査会が被害者と加害者の間に入り、あっせん、調停、仲裁、裁定という手続で、民事上の紛争を解決する制度です。

【公害審査会の取り扱う公害紛争とは？】

公害審査会で取り扱う「公害」とは、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭（これを「典型7公害」と言います。）によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」とされています。

【大分県公害審査会とは？】

大分県公害審査会は、公害に係る民事上の紛争について、公正・中立な立場で、あっせん、調停又は仲裁を行う組織です。

審査会は、弁護士や学識経験者等で構成する10名の委員で組織されています。この10名のうちから審査会の会長が指名する委員（あっせんは3名以内、調停及び仲裁は3名）が委員会を構成して、あっせん、調停又は仲裁を行います。

任期 R4.1.8～R7.1.7

氏 名	ふりがな	職 名	備 考
原口 祥彦	はらぐち よしひこ	弁 護 士	会 長
井田 雅貴	いだ まさき	弁 護 士	会長代理
安部 茂	あべ しげる	弁 護 士	委 員
中山 裕佳	なかやま ゆか	弁 護 士	委 員
貞永 明美	さだなが あけみ	医師(大分県医師会常任理事)	委 員
斉藤 功	さいとう いさお	大分大学医学部 教授	委 員
前原 理佳	まえはら りか	薬剤師(大分県薬剤師会理事)	委 員
影山 隆之	かげやま たかゆき	大分県立看護科学大学 教授	委 員
平田 誠	ひらた まこと	大分大学理工学部 准教授	委 員
大上 和敏	おおうえ かずとし	大分大学教育学部 教授	委 員

【あっせん、調停、仲裁とは？】

○あっせん

当事者間の紛争の自主的解決を援助、促進するため、交渉や話し合いが円滑に進展するよう委員（3名以内、1名でもよい）が間に入り、仲立ちするものであり、調書の作成が不要、具体的な手続きはあっせん委員の裁量に任せられているなど簡易・迅速な手続きが可能である点が特徴となっています。

○調停

紛争を解決するため3名の調停委員からなる調停委員会が当事者に出頭を求めて意見を聴き、資料を提出させ、参考人の陳述、鑑定人の鑑定を求めるなどして当事者間を仲介し、双方の互譲に基づく合意によって条理にかない実績に即した解決を図るものです。

調停は、紛争解決のための具体的な解決案（調停案）を示すなど公権的色彩の強い手続きですが、裁判のような一刀両断的な解決ではなく、話し合いによる円満な解決が望ましい場合に効果が発揮されます。

（注意）

調停は、当事者間の話し合いにより紛争の解決を図る制度ですので、合意の見込みがない場合は、調停を打ち切ることがあります。

合意が成立した場合でも、強制的に合意内容を実現させるためには、改めて訴訟を提起して確定判決を得ることが必要です。

○仲裁

裁判所において裁判を受ける権利を放棄して紛争解決を3名の仲裁委員（1名は弁護士）からなる仲裁委員会の判断（仲裁判断）に委ね、その判断を最終的なものとして、これに従うことを約束（仲裁契約）することによって紛争の解決を図るものであり、仲裁手続きを進めるためには、仲裁契約が成立していることが必須条件となります。

【公害等調整委員会と都道府県公害審査会の管轄とは？】

公害等調整委員会の業務は、

1. あっせん、調停及び仲裁のうち

- (1) 重大事件（大気汚染、水質汚濁により著しい被害が生じ、かつ被害が相当多数の者におよび、又はおよぶおそれのある次の事件
 - ① 生命、身体に重大な被害が生じる事件
 - ② 被害の総額が5億円以上の事件
- (2) 航空機や新幹線に係る騒音事件
- (3) 複数の都道府県にまたがる事件

2. 裁定

損害賠償責任の有無及び賠償額に係る事件（責任裁定）

加害行為と被害発生との因果関係に係る事件（原因裁定）

各都道府県公害審査会の業務は、上記の(1)～(3)以外のあっせん、調停及び仲裁の場合となります。

【申請の方法は？】

次の事項を記載した書面（申請書）に、申請人、代理人又は代表者（※1）が記名押印し、手数料を添えて（あっせんの場合は無料）公害審査会事務局（※2）に提出してください。

1. 当事者の氏名又は名称及び住所
2. 代理人又は代表者を選任又は選定したときは、その者の氏名及び住所
3. 当該公害に係る事業活動その他の人の活動の行われた場所及び被害の生じた場所
4. あっせん、調停又は仲裁を求める事項及びその理由
5. 紛争の経過
6. 申請の年月日
7. 仲裁の申請の場合において、当事者が合意によって選定した仲裁委員があるときは、その者の氏名
8. 前各号に掲げるもののほか、あっせん、調停又は仲裁を行ううえで参考となる事項

※1 代理人の申請の場合は、委任状及び代理人が弁護士以外の者であるときは、代理人承認申請書、代表者による申請の場合は、代表者選定書の添付

※2 大分県公害審査会事務局

大分県生活環境部環境保全課大気保全班（大分市大手町3－1－1）

電話 097-506-3114 FAX 097-506-1747

（注意）

紛争の内容によっては、通常の苦情処理相談で解決できそうな場合や公害紛争処理制度になじまない事例もありますので、申請にあたっては、できるだけ事前の相談をお勧めします。

【申請手数料は？】

手数料は、調停又は仲裁を求める事項の価額に応じて下表により算出します。

損害賠償を求める調停申請の場合は、その請求額が「調停を求める事項の価額」となりますので、300万円の損害賠償の時、手数料は2,400円となります。

調停を求める事項の価額	金額	仲裁を求める事項の価額	金額
100万円まで	1,000円	100万円まで	1,000円
100万円超え1,000万円まで	1万円毎に7円	100万円超え1,000万円まで	1万円毎に20円
1,000万円超え1億円まで	1万円毎に6円	1,000万円超え1億円まで	1万円毎に15円
1億円を超える部分	1万円毎に5円	1億円を超える部分	1万円毎に10円

騒音の差止請求などのように価額の算定ができないときは、その価額を500万円とみなし、手数料は3,800円となります。